（証券コード　3835）
平成28年６月８日

株　主　各　位

大阪市北区豊崎五丁目４番９号
ｅ　Ｂ　Ａ　Ｓ　Ｅ　株　式　会　社
代表取締役社長　常　包　浩　司

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月24日（金曜日）午後６時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月27日（月曜日）午後１時　（受付開始：午後12時）

２．場　　所　大阪市北区芝田一丁目１番35号
大阪新阪急ホテル　２階　花の間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第15期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)５名選任の件

第３号議案　ストックオプションとしての新株予約権発行の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ebase.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済の個人消費が引き続き堅調に推移し、景気回復基調が見られ、全体としては緩やかな成長が見込まれたものの、中国を筆頭とするアジア新興国の成長鈍化にともなうリスクも顕在化しております。我が国経済は、緩やかな景気回復の動きが見られ、企業業績や雇用情勢の改善が見られたものの、日銀のマイナス金利導入、更には平成29年４月に予定されている軽減税率導入、消費税再増税を睨んだ動き等から、慎重な消費マインドが継続しており、先行き不透明な状況が続いております。当社グループの属する情報サービス分野におきましては、企業のIT投資はマイナンバー制度への対応等により、IT需要は堅調に推移しているものの、受注獲得競争は依然として厳しい状況にあります。

このような環境の下、当社グループは、パッケージソフトビジネスのeBASE事業と、IT開発アウトソーシングビジネスのeBASE-PLUS事業で構成しております。

eBASE事業は、CMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」をコアコンピタンスとし、様々な商品情報を管理・運用できるパッケージソフトウェアを提供することにより、業界毎における商品情報交換の全体最適化を目指しております。なかでも主要な食品業界、住宅業界、工具業界等向けには統合商品情報データベースシステムとしてパッケージソリューションを継続的に開発提供しております。また、「ミドルウェアeBASE」を利用して、顧客別にカスタマイズされた商品マスターデータベースの開発販売を推進しております。更に、主要な業界別に複数のバイヤー企業やサプライヤー企業が参加する「商品情報コンテンツデータの流通クラウドサービス」を開発提供しております。この「ミドルウェアeBASE」を商品マスターだけでなく、顧客マスター、社員マスター等、投資対効果の高い基幹系システムのマスターデータマネジメント（MDM:Master Data Management）の開発基盤として幅広い用途での活用にも展開しております。Webソリューションビジネスとして、顧客企業のWebホームページのPCサイトやモバイルサイト等の受託型の企画制作、構築、運用、そして「ミドルウェアeBASE」を活用したWebシステム開発等も推進しております。

eBASE-PLUS事業は、顧客企業ニーズに応えたシステム構築・開発・サポート等のIT開発アウトソーシングビジネスを推進しております。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高3,567,475千円（前年同期比473,251千円増）、営業利益697,423千円（前年同期比75,827千円増）、経常利益689,619千円（前年同期比59,298千円増）、親会社株主に帰属する当期純利益474,829千円

（前年同期比60,119千円増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりです。

①eBASE事業

［食品業界向けビジネス（食の安心安全管理システム/FOODS eBASE）］

食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、平成27年4月に施行された食品表示法対応機能の段階的開発に努めました。主に、生鮮品対応、機能性表示食品、栄養機能食品、指定医薬部外品、ハラール等の認証情報の管理機能をリリースしました。無償の操作説明会や「eBASE」活用セミナーを継続的に実施する等の啓蒙活動による「FOODS eBASE」の拡販にも注力しました。生鮮（農産品）管理の機能強化としては、「農産品栽培計画、栽培実績管理」情報のデータベース化と、企業間データ交換を可能とする、農産品仕様書管理システム「eB-fresh/nousan」の開発、運用を開始しました。また、食の安全情報交換をよりスムーズに推進するため、バイヤー企業に代行して、当社サポートセンターが、サプライヤーのeBASE導入・データ登録・送信業務のフォローや督促業務を行うオプションサービスのシステム運用も開始しました。これらユーザーニーズや利便性を重視した多様な汎用機能を継続的に強化することで、無償ユーザーへの利便性向上の新機能提供によるフォローと、既存有償ユーザーへのクロスセル・アップセルを図りました。更に、NB（ナショナルブランド）商品の食の安全情報を、メーカー企業/小売企業間で効率的に交換できる商材探しクラウドサービス「食材えびす」の大幅な機能強化、販促にも努めました。複数の大手小売企業の協力によりメーカー企業から「食材えびす」へ商品情報データの転送・蓄積が促進されました。

結果、売上高は、ユーザーニーズを捉えた機能・サービスを開発・提供することで、既存のユーザーのクロスセル・アップセルによる受注案件が継続して推移しましたが、新規大手小売企業の大型案件受注に対する営業・開発活動への注力や、低価格クラウドビジネス案件の増加による単価下落の影響により前年同期比では微減となりました。

［その他業界（顧客別にカスタマイズした商品詳細情報管理システム/GOODS eBASE）］

業界別商品情報管理パッケージソフトを容易に開発してきたCMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズした商品データベースソフトの開発販売を引き続き推進しました。工具業界では、工具メーカー向けにSKU（Stock Keeping Unit）単位の複数商品情報項目の一括メンテナンスを可能とする「eB-goods/tools」開発、及び工具メーカーからの工具商品マスタデータ収集環境の開発に着手しました。住宅業界においては、住宅部材・部品メーカーからの製品情報データ収集環境の開発に着手しました。また、ゼンリンデータコム株式会社との連携により、住宅地図と連携したCMS案件として、大手ハウスメーカー企業での受注が確定しました。その他の業界向けでは、商品カタログ制作現場でWebファーストへの転換に対する検討が進み、データベース連携型DTP（Desk Top Publishing）制作を、実現するための商

品情報データベースとしての引き合いが増加すると共に、DTPの組版・表組エンジン開発会社のプロフィールド株式会社と「統合カタログシステム」の販促に向けて提携しました。

結果、売上高は、全体的には市場ニーズが高まり、業界を問わずに引き続き需要は強まってきているものの、顧客事由による受注プロジェクトの中止案件や大型案件の検収の遅れが発生したことに加えて、新システムの構築や製品開発をタイムリーに行う為に先行投資したことで前年同期比では微減となりました。

[コンテンツマネジメントソフト開発/ミドルウェアeBASE]

CMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用した、CMS受託開発ビジネスは中長期策として位置づけると共に、その機能強化の継続に努めました。主な機能強化としては、パフォーマンスの改善及び自動検証システム「eB-script/st」の開発に着手しました。販売面では、大手企業向けにカスタマイズ型名刺管理システム「名刺えびす」の拡販に努めると共に、継続的にパートナー企業の開拓と、個別企業ニーズに合致したCMS提案を推進しました。

結果、売上高は、既存顧客の継続受注が堅調だったことにより、前年同期比で大幅な増加となりました。

[Webソリューションビジネス]

受託型Web開発制作を主な事業とするWebソリューションビジネスは、顧客のシステム利用部門へ「ミドルウェアeBASE」環境を用いた開発及び提案に努めたものの、既存顧客からの継続案件の受注・進捗が低調だったことにより、結果、売上高は前年同期比で微減となりました。

これらの結果、当社グループ製品の利用者は、累計で12万1千ユーザー超（平成28年3月末日現在）となり、商品情報交換のプラットフォームとしては業界毎に商品情報交換の業界全体最適化の普及、標準化は進行しているものの、低価格クラウドビジネス案件の増加による単価下落の影響や顧客事由による受注プロジェクトの中止、検収の遅れが発生したことに加えて、新システムの構築や製品開発をタイムリーに行う為に先行投資したことにより、eBASE事業の売上高は、1,294,833千円（前年同期比9,579千円減）、経常利益449,942千円（前年同期比13,986千円減）となりました。

②eBASE-PLUS事業

IT開発アウトソーシングビジネスにおいて、顧客ニーズに沿った技術者キャリアアップ研修のより一層の充実に注力しました。稼働数増加を狙って継続的に専門的知識・経験を持ち即戦力となる人材採用を行うと共に、人材育成も日々拡充しており、早期の客先業務配属の実現に努めました。

サポートサービス部門としては、現場ローテーションを積極的に行い個々のキャリアアップを図りました。具体的には、運用オペレータ要員を教育し、運用オペレーションリーダー又は運用SEへの登用を実現させ、運用以外にも、より付加価値の高いインフラ構築技

術者を目指し、技術教育を実施し積極登用しました。また、eBASE導入ユーザーの今まで対応していなかった夜間運用サポート業務を九州のサポートセンターにて実施することで、eBASEユーザーの満足度向上を図りました。開発部門では、技術者キャリアアップ研修として、Java言語や楽々フレームワーク等の教育を若年層中心に実施すると共に、教育後の人材育成の為、OJT可能な顧客獲得に注力しました。その結果、新卒採用者だけではなく、サポートサービス要員からスキルアップした人材受入も実現できました。

これらの結果、IT開発アウトソーシングビジネスは、概ね計画通りに推移しました。また、ITアウトソーシング市場の活況を受け、高稼働率による収益性アップを実現し、ビジネスパートナーの獲得が計画通りに推移しました。更に、人材の再配置及び顧客との単価交渉を実施し、コスト意識の徹底を図り、高稼働率の維持及び契約単価等の条件改善に加え、事業譲受した九州事業の寄与により、eBASE-PLUS事業の売上高は、2,274,441千円（前年同期比484,530千円増）、経常利益239,676千円（前年同期比73,285千円増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、eBASE事業11,259千円、eBASE-PLUS事業7,172千円、総額18,431千円であります。なお、設備投資金額には、無形固定資産としてeBASE事業7,311千円を含んでおります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの属する成長著しく競争環境も高まっているIT業界において、当社グループのビジネスモデルを計画通り遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、更なる成長を遂げていくには多くの課題を解決していく必要があります。

当社グループは、特に以下を重点課題として取り組んでまいります。

① 人材の育成

当社グループのeBASE事業は、パッケージソフトウェアとしての「eBASE」の販売にとどまらず、商品情報交換プラットフォームとして「eBASE」をデファクト化することを前提とした戦略モデルであり、このような当社グループのビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、ビジネス施策を立案・遂行し、かつセールスエンジニアとしての能力を有する人材の育成や開発人材のグループ社員からのJAVA OJT研修等によるスキルアップによる高度技術者の育成が不可欠です。また、eBASE-PLUS事業では事業の競争力を高め、事業拡大と高収益化を実現させる優秀な人材の確保と技術力の向上が重要な課題となります。効果的な採用活動を継続して行うと共に、高度技術者の育成や折衝力を備えたコアリーダーの育成をしていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

② 内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大と共に生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正やヒューマンエラーを発生させる可能性があります。これらを防ぐためには効率性、機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。「eBASE」は商品情報データベースとして、コンテンツマネージメント機能や承認管理機能を有していますので、当社グループ自身が「eBASE」を使用し、総務経理管理・販売管理・開発管理・営業活動管理に伴う業務に発生するあらゆるコンテンツを一元管理し、それにより必要な情報を共有化し、かつ必要な承認を得ることによってヒューマンエラーを防ぎつつ、効率化を図ることが可能であるものと考えております。

③ 食品業界(FOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

引き続き食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、標準化と機能強化を継続し、利便性向上による“食の安全情報”管理交換ソフトウェア「FOODS eBASE」のユーザー数拡大戦略の更なる推進を行うと共に既存ユーザーに対しましては、「FOODS eBASE」のクロスセル・アップセルを提案してまいります。また、商品情報コンテンツデータの流通クラウドサービスである「食材えびす」を小売りへ普及、活用度の強化を推進すると共にメーカー利用の促進を課題と認識し取り組んでまいります。

④ その他業界(GOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

業界別パッケージソフトを容易に開発してきたCMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズした商品DBソフトの開発販売の継続推進、強化に取り組みます。特に特化した業界（工具業界、電材業界、検査業界、等）への攻略アプローチを継続すると共にスマートフォン、タブレット端末の普及による市場ニーズが高まっているなか「ミドルウェアeBASE」の機能強化を継続

し、受託開発型商品DBで競合製品のない間にデファクト獲得の推進、新システムの構築に取り組んでまいります。

⑤ eBASEミドルウェアビジネスの展開

CMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用した受託開発案件の受注促進を推進し、その継続的機能強化を行うと共にパートナー企業の開拓と既存顧客への深耕、基幹系サブシステムの事例獲得に努める等、基幹系システム市場の創造を行ってまいります。開発面では、eBASEノンプログラミング開発環境の機能強化を継続してまいります。

⑥ クラウドビジネスの推進

既存サポート事業に加え、「食材えびす」等の新たなクラウドビジネスの創出・リリースすると共に、「eB-PointService」の継続的推進を図り、無償eBASEjr.ユーザーが求める機能を、低価格で広く提供してまいります。また、食品業界向け「FOODS eBASE」クラウドビジネスの小売企業への継続推進を行ってまいります。

⑦ Webソリューションビジネスの推進

従来の静的なデザイン表現が重視されていた顧客企業のマーケティング的なWebホームページ制作を、今後、より動的、より高品質なコンテンツ表現を必要とする、各種データベース連動型のWebマーケティングへの対応を行うと共にWeb企画制作開発コストの低減を行う為、「ミドルウェアeBASE」と連携したWebソリューション事業への転換を行ってまいります。また、デザインとシステムとのバランスをとり、競合他社との差別化を図ったWebサービスの提供を目指してまいります。

⑧ IT開発アウトソーシングビジネスの推進

顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得と新規人材採用による稼働率向上と安定の継続に努め、既存IT開発アウトソーシングビジネスの安定衰退モデルから低成長モデルへの転換策を検討してまいります。また、新規ビジネス市場において、ソリューションの更なる拡充と、優良M&A案件の推進を行うことにより新たなビジネス分野を開拓してまいります。これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第 12 期 平成25年３月期	第 13 期 平成26年３月期	第 14 期 平成27年３月期	第 15 期 (当連結会計年度) 平成28年３月期
売上高（千円）	2,825,661	2,782,676	3,094,223	3,567,475
経常利益（千円）	453,334	513,635	630,320	689,619
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	280,490	326,662	414,709	474,829
１株当たり当期純利益(円)	48.41	56.42	72.59	83.50
総資産（千円）	1,796,021	1,935,256	2,433,856	2,762,206
純資産（千円）	1,490,479	1,683,976	2,009,832	2,417,458
１株当たり純資産(円)	255.71	293.85	352.54	421.96

(注) 1. 平成25年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき400株の割合をもって株式分割を行いました。第12期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は、当該株式分割が第12期の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第 12 期 平成25年３月期	第 13 期 平成26年３月期	第 14 期 平成27年３月期	第 15 期 (当事業年度) 平成28年３月期
売上高（千円）	1,114,931	1,146,607	1,304,413	1,294,833
経常利益（千円）	332,960	354,452	450,465	439,863
当期純利益（千円）	206,597	228,943	300,134	306,460
１株当たり当期純利益(円)	35.66	39.54	52.53	53.89
総資産（千円）	1,481,367	1,552,871	1,865,852	2,024,469
純資産（千円）	1,311,389	1,412,111	1,623,391	1,862,647
１株当たり純資産(円)	225.66	246.32	284.48	324.46

(注) 平成25年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき400株の割合をもって株式分割を行いました。第12期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は、当該株式分割が第12期の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
eBASE-NeXT 株 式 会 社	31,350千円	100.00%	「eBASE」のクラウドサービス、データプールサービスの運用
eBASE-PLUS 株 式 会 社	90,000千円	100.00%	IT開発アウトソーシングビジネス（テクニカルサポート、センターマシン運用管理、コンテンツマネージメントソフト「eBASE」の受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守、コンサルティング、システム・インテグレーション・サービス、システムマネージメントサービス）

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、eBASE事業、eBASE-PLUS事業の２事業を主要な事業としております。
「eBASE事業」は、コンテンツマネジメントシステム「eBASE」をパッケージソフトウェアとして開発販売及びシステム開発、「eBASE」を使ったクラウドビジネスの開発販売、データプールサービスの運用事業、Webソリューションビジネスとして、PCサイト、モバイルサイト等の構築、運用、企画制作やシステム開発等を行っております。
「eBASE-PLUS事業」は、IT開発アウトソーシングビジネス（テクニカルサポート、センターマシン運用管理、コンテンツマネージメントソフト「eBASE」の受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守、コンサルティング、システム・インテグレーション・サービス、システムマネージメントサービス）を行っております。

(12) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所
本　　社：大阪府大阪市北区
東京支社：東京都中央区
香川開発センター：香川県高松市

② 重要な子会社の事業所
eBASE-NeXT株式会社
本　　社：大阪府大阪市北区
eBASE-PLUS株式会社
本　　社：大阪府大阪市北区
東京Office：東京都中央区
名古屋Office：愛知県名古屋市中区
九州Office：福岡県福岡市博多区

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
436名	14名減

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名	5名増	35.8歳	5.3年

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　　普通株式 16,000,000株

② 発行済株式の総数　　5,895,600株(自己株式205,292株を含む)

③ 当期末株主数　　1,174名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
常包浩司	2,317,900株	40.73%
西山貴司	289,000株	5.08%
大塚勉	256,000株	4.50%
富士ゼロックス株式会社	202,527株	3.56%
西尾浩一	199,500株	3.51%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	175,000株	3.08%
窪田勝康	173,200株	3.04%
岩田貴夫	153,200株	2.69%
常包和子	133,200株	2.34%
山崎健太郎	108,000株	1.90%

（注） 当社は、自己株式205,292株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の保有又は交付状況

① 当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

平成27年6月30日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき1,450円
新株予約権の行使条件	(注)
新株予約権の行使期間	①第13回新株予約権 平成29年6月23日から平成37年6月22日まで ②第14回新株予約権 平成35年6月23日から平成37年6月22日まで
新株予約権の数	①第13回新株予約権　11,300個 ②第14回新株予約権　9,975個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	①第13回新株予約権　普通株式11,300株

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社グループ使用人	11,300個	普通株式11,300株	47名

②第14回新株予約権　普通株式9,975株

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社グループ使用人	9,975個	普通株式9,975株	311名

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査等委員である取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社及び当社子会社の取締役、監査等委員である取締役、監査役及び従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

2. 新株予約権の相続は認めない。

3. 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成28年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	常　包　浩　司	・ｅＢＡＳＥ－ＰＬＵＳ株式会社代表取締役社長
取　締　役	大　塚　　勉	・執行役員ＣＯＯ
取　締　役	窪　田　勝　康	・執行役員ＣＦＯ ・ｅＢＡＳＥ-ＰＬＵＳ株式会社取締役
取　締　役	西　山　貴　司	・執行役員大阪ソリューションＢ．Ｕ．管掌
取　締　役	岩　田　貴　夫	・執行役員市場開発Ｂ．Ｕ．管掌兼ＳＥＢ．Ｕ．管掌
取　締　役 （監査等委員）	森　田　鎮　光	・ｅＢＡＳＥ-ＰＬＵＳ株式会社監査役
取　締　役 （監査等委員）	福　田　泰　弘	
取　締　役 （監査等委員）	高　森　浩　一	

（注）1. 監査等委員福田泰弘氏及び高森浩一氏は、会社法第２条第15号に定める「社外取締役」であります。また、株式会社東京証券取引所に対し、社外取締役高森浩一氏を独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、森田鎮光氏を常勤の監査等委員として選定し、情報収集その他内部統制部門との連携を強化するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員森田鎮光氏、福田泰弘氏及び高森浩一氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取締役(監査等委員を除く)	5名	104,122千円
取締役(監査等委員)	3名 (内2名社外取締役)	8,100千円 (5,400千円)
監　査　役	3名 (内2名社外監査役)	2,700千円 (1,800千円)
合　　計	11名	114,922千円

（注）1. 平成27年６月22日開催の第14回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）総額年額120,000千円以内、取締役（監査等委員）総額年額15,000千円以内となっております。
2. 平成18年６月26日開催の第５回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、監査役総額年額15,000千円以内となっております。
3. 平成27年６月22日開催の第14回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等

委員会設置会社に移行いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区　　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員）	福　田　泰　弘	当社開催の取締役会12回のうちすべて、監査役会には3回のうちすべて、監査等委員会には10回のうちすべてに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	高　森　浩　一	当社開催の取締役会12回のうちすべて、監査役会には3回のうちすべて、監査等委員会には10回のうちすべてに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

(注)1. 株式会社東京証券取引所に対し、取締役（監査等委員）高森浩一氏を独立役員として届け出ております。
2. 平成27年６月22日開催の第14回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。平成27年４月１日から平成27年６月22日の第14回定時株主総会終結のときまでは、両氏とも社外監査役として取締役会に出席しておりました。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

15,200千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,200千円

（注）1. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の継続監査年数、職務遂行の状況などを勘案し、監査等委員会において検討します。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

６．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

［コーポレートガバナンス］

① 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性を確保します。取締役会は、法令、定款及び取締役会規則その他の社内規則に則り、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。

② 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、担当職務を執行します。

③ 当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行とを分離し、取締役会の監督機能強化と業務執行責任における組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき担当職務及び業務を執行します。

④ 当社は、「職務権限規程」を整備し、それに従って業務を行うことによって、業務の適正化を確保するとともに、組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図っております。

［コンプライアンス］

① 当社は、経営理念に「貢献なくして利益なし　利益なくして継続なし　継続なくして貢献なし」を掲げ、これを経営の指針としております。

② 当社は、取締役及び従業員が高い倫理観を持ち、法令及び定款を遵守するための指針として、「コンプライアンス規程」を定め、これをコンプライアンス体制の基盤としております。

③ 当社は、「コンプライアンス規程」に定める事項を遵守することにより、企業倫理意識の向上及び浸透に努め、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提にあることを徹底しております。

④ 当社は、法令違反、社内規程違反、重大な企業倫理違反に関する相談・通報窓口を設け、コンプライアンス体制の整備・充実に努めます。

⑤ 当社は、部門の業務執行が、法令等に則って適正に行われていることを監査するととも

に、必要に応じて改善提案を行うため、各業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を行います。

⑥ 当社は、反社会的勢力排除に関して、基本方針を定めるとともに「反社会的勢力対策規程」において、弁護士や警察等と連携した組織的に対応する体制を規定しております。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存しております。

ⅰ．株主総会議事録
ⅱ．取締役会議事録
ⅲ．重要な会議の議事録
ⅳ．予算統制に関するもの
ⅴ．会計帳簿、会計伝票に関するもの
ⅵ．官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
ⅶ．稟議書
ⅷ．契約書
ⅸ．その他文書管理規程に定める文書

② 取締役は、これらの文書を常時閲覧することができます。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理します。

② 内部監査部門が当社グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定めます。

② 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

⑸ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築してい

ます。

② 当社取締役、及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。

③ 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は社員に関する事項

① 当社は、監査等委員の職務を補助すべき取締役及び専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会は、その職務に必要な場合は、内部監査部門の要員による監査業務の補助について、代表取締役と協議することとします。

② 監査等委員の職務を補助すべき取締役又は社員を置いた場合、当該取締役又は社員の人事異動については監査等委員会の同意を要することとします。また、監査等委員会は当該取締役又は社員に直接指示し、報告を受けることができることとし、その独立性、指示の実効性を確保します。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役及び社員が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び社員は、監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告するものとします。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとします。

② 子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものとします。

子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、正当な理由のあるときを除き、当社の監査等委員会の求めに応じて、業務及び財産の状況の調査に協力するものとします。

(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを禁止します。また、監査等委員へ報告を行った者及びその内容については、厳重な情報管理体制を整備し、報告者が不利益な取扱いを受けることを防止します。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行のに必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門及び子会社の取締役等と、情報・意見交換を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図ります。

② 監査等委員会は、取締役の職務遂行の監査及び監査体制の整備のため代表取締役と定期的に会合を開催します。

③ 監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、職務及び業務の適正性を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

(1) 第14回定時株主総会において、執行に対する取締役会の監督機能強化、及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的に監査等委員会設置会社への定款変更を実施し、平成27年6月22日より移行いたしました。

(2) 監査等委員は、監査計画に基づいて監査を実施するとともに、定時取締役会後に監査等委員会を開催し、必要に応じて代表取締役社長、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。また、監査等委員は会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項について意見交換を実施いたしました。

(3) リスク管理に対する取り組みとして、当社及び当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、当社取締役会において所管部門の管理者から随時報告が行われております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,185,477**	**流動負債**	**344,747**
現金及び預金	1,365,615	買掛金	34,776
受取手形及び売掛金	697,068	未払金	68,096
有価証券	100,340	未払法人税等	120,068
仕掛品	3,368	未払消費税等	59,266
繰延税金資産	10,372	その他	62,539
その他	8,712		
固定資産	**576,728**		
有形固定資産	**22,328**		
建物	9,862		
車両運搬具	2,986	**負債合計**	**344,747**
工具、器具及び備品	9,479	**純資産の部**	
無形固定資産	**11,681**	**株主資本**	**2,401,412**
のれん	3,375	**資本金**	**190,349**
ソフトウエア	8,296	**資本剰余金**	**164,040**
電話加入権	10	**利益剰余金**	**2,188,345**
投資その他の資産	**542,718**	**自己株式**	**△141,323**
投資有価証券	505,381	**その他の包括利益累計額**	**△310**
差入保証金	32,891	**その他有価証券評価差額金**	**△310**
繰延税金資産	2,532	**新株予約権**	**16,357**
その他	2,788		
貸倒引当金	△875	**純資産合計**	**2,417,458**
資産合計	**2,762,206**	**負債及び純資産合計**	**2,762,206**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		3,567,475
売　　上　　原　　価		1,945,164
売　上　総　利　益		1,622,310
販売費及び一般管理費		924,886
営　　業　　利　　益		697,423
営　業　外　収　益		7,448
営　業　外　費　用		15,253
経　　常　　利　　益		689,619
特　　別　　利　　益		
投資有価証券売却益	6,950	6,950
特　　別　　損　　失		
投資有価証券売却損	2,242	
ゴルフ会員権評価損	1,495	3,737
税金等調整前当期純利益		692,831
法人税、住民税及び事業税	219,348	
法　人　税　等　調　整　額	△1,346	218,002
当　　期　　純　　利　　益		474,829
親会社株主に帰属する当期純利益		474,829

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	190,349	164,160	1,796,420	△149,522	2,001,407
当期変動額					
剰余金の配当			△82,903		△82,903
親会社株主に帰属する当期純利益			474,829		474,829
自己株式の取得				△56	△56
自己株式の処分		△120		8,256	8,136
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		△120	391,925	8,199	400,004
当期末残高	190,349	164,040	2,188,345	△141,323	2,401,412

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	431	431	7,993	2,009,832
当期変動額				
剰余金の配当				△82,903
親会社株主に帰属する当期純利益				474,829
自己株式の取得				△56
自己株式の処分				8,136
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△742	△742	8,363	7,621
当期変動額合計	△742	△742	8,363	407,626
当期末残高	△310	△310	16,357	2,417,458

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　２社

連結子会社の名称

eBASE-NeXT株式会社、eBASE-PLUS株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備)	15年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	３～６年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却方法及び償却期間

５年間で均等償却しております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

平成25年９月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額　　66,472千円

Ⅳ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　　5,895,600株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成27年６月22日定時株主総会	普通株式	82,903	14.60	平成27年３月31日	平成27年６月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成28年６月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	93,890	16.50	平成28年３月31日	平成28年６月28日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　69,925株

Ⅴ．金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針としております。営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,365,615	1,365,615	－
(2) 受取手形及び売掛金	697,068	697,068	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	499,741	499,741	－
資産計	2,562,426	2,562,426	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

・非上場株式(連結貸借対照表計上額　105,980千円)

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価の開示の対象としておりません。

Ⅵ．１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　421円　96銭
2. １株当たり当期純利益金額　83円　50銭

Ⅶ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,455,729**	**流動負債**	**161,822**
現金及び預金	898,781	買掛金	6,541
売掛金	434,069	未払金	29,891
有価証券	100,340	未払法人税等	66,754
仕掛品	3,368	未払消費税等	16,090
前払費用	3,821	前受金	9,974
繰延税金資産	5,106	預り金	24,621
その他	10,241	前受収益	6,076
固定資産	**568,740**	その他	1,870
有形固定資産	**13,744**		
建物	2,886	**負債合計**	**161,822**
車両運搬具	2,986	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	7,871	**株主資本**	**1,846,601**
無形固定資産	**8,306**	**資本金**	**190,349**
ソフトウエア	8,296	**資本剰余金**	**164,040**
電話加入権	10	資本準備金	162,849
投資その他の資産	**546,689**	その他資本剰余金	1,191
投資有価証券	399,401	**利益剰余金**	**1,633,535**
関係会社株式	115,084	その他利益剰余金	1,633,535
差入保証金	27,945	繰越利益剰余金	1,633,535
会員権	2,450	**自己株式**	**△141,323**
繰延税金資産	2,344	**評価・換算差額等**	**△310**
その他	338	**その他有価証券評価差額金**	**△310**
貸倒引当金	△875	**新株予約権**	**16,357**
		純資産合計	**1,862,647**
資産合計	**2,024,469**	**負債及び純資産合計**	**2,024,469**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		1,294,833
売　　上　　原　　価		167,208
売　上　総　利　益		1,127,625
販売費及び一般管理費		742,957
営　　業　　利　　益		384,667
営　業　外　収　益		70,450
営　業　外　費　用		15,253
経　　常　　利　　益		439,863
特　　別　　利　　益		
投資有価証券売却益	6,950	6,950
特　　別　　損　　失		
投資有価証券売却損	2,242	
ゴルフ会員権評価損	1,495	3,737
税引前当期純利益		443,076
法人税、住民税及び事業税	134,636	
法　人　税　等　調　整　額	1,979	136,616
当　　期　　純　　利　　益		306,460

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	190,349	162,849	1,311	1,409,978	△149,522	1,614,966
当期変動額						
剰余金の配当				△82,903		△82,903
当期純利益				306,460		306,460
自己株式の取得					△56	△56
自己株式の処分			△120		8,256	8,136
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計			△120	223,556	8,199	231,635
当期末残高	190,349	162,849	1,191	1,633,535	△141,323	1,846,601

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	431	431	7,993	1,623,391
当期変動額				
剰余金の配当				△82,903
当期純利益				306,460
自己株式の取得				△56
自己株式の処分				8,136
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△742	△742	8,363	7,621
当期変動額合計	△742	△742	8,363	239,256
当期末残高	△310	△310	16,357	1,862,647

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（重要な会計方針に係る事項）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備)	15年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	３～６年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（５年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の受注契約については検収基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　59,830千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権	7,925千円
関係会社に対する金銭債務	2,414千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引	21,430千円
営業取引以外の取引	63,720千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	205,292株

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	4,843千円
未払事業所税	308千円
貸倒引当金	264千円
減価償却費	826千円
投資有価証券評価損	302千円
関係会社株式評価損	1,388千円
その他	1,659千円
計	9,593千円
評価性引当額	△2,142千円
繰延税金資産合計	7,450千円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
子会社	eBASE-PLUS㈱	所有 直接 100%	事務の受託 役員の兼任	事務の受託（注1）	62,880	未収入金	5,659

・取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1.受取事務手数料については、子会社の人員規模等を参考に決定しております。

2.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　324円　46銭
2. １株当たり当期純利益金額　53円　89銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

eBASE株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒　井　　巖　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　児　玉　秀　康　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ｅＢＡＳＥ株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ｅＢＡＳＥ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

eBASE株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒　井　　巖	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	児　玉　秀　康	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ｅＢＡＳＥ株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2　監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月20日

ｅＢＡＳＥ株式会社　監査等委員会

監査等委員　森　田　鎮　光　㊞

監査等委員　福　田　泰　弘　㊞

監査等委員　高　森　浩　一　㊞

(注)1. 監査等委員福田泰弘及び高森浩一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は、平成27年６月22日開催の第14回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成27年４月１日から平成27年６月21日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第15期の期末配当金につきましては、安定的な配当の継続と当期業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金16円50銭　総額93,890,082円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年６月28日

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）５名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役５名（監査等委員であるものを除く。）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	常包（つねかね）　浩司（こうじ） （昭和32年３月20日生）	平成13年10月　当社創業 代表取締役社長（現任） 平成22年11月　ｅＢＡＳＥ－ＰＬＵＳ株式会社 代表取締役社長（現任） 選任の理由　当社グループの創業者であり、これまで当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	2,317,900株
2	大塚（おおつか）　勉（つとむ） （昭和41年３月10日生）	平成15年10月　当社取締役 平成19年４月　取締役執行役員 平成20年９月　取締役執行役員COO（現任） 選任の理由　これまで当社のCOOとして営業活動を統括し、顧客との信頼関係を築き業績の発展に寄与されてきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	256,000株
3	窪田（くぼた）　勝康（かつやす） （昭和37年10月28日生）	平成17年６月　当社入社 平成17年９月　当社取締役 平成19年４月　取締役執行役員CFO（現任） 平成22年11月　ｅＢＡＳＥ－ＰＬＵＳ株式会社 取締役（現任） 選任の理由　これまで当社のCFO及び管理部担当として経理部門、人事・総務・法務部門を担当し、当社の適法・適切な運営に寄与されてきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	173,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
4	西山（にしやま） 貴司（たかし） （昭和41年７月３日生）	平成13年10月 平成19年４月 平成25年４月	当社取締役 取締役執行役員 取締役執行役員 大阪ソリューションB.U.管掌(現任)	289,000株
		選任の理由	これまで大阪を中心とする西日本地区の営業拡販を行うとともに、GOODS eBASEの拡販を担当し、住宅業界や工具業界でのデファクト化を推進してきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
5	岩田（いわた） 貴夫（たかお） （昭和42年６月23日生）	平成15年11月 平成16年６月 平成19年４月 平成25年４月	当社入社 当社取締役 取締役執行役員 取締役執行役員 市場開発B.U.管掌兼ＳＥB.U.管掌（現任）	153,200株
		選任の理由	これまで市場開発として新規顧客の開拓を行うとともに、FOODS eBASEの拡販を担当し、大手顧客との成約を行ってきた実績を踏まえ、持続的な企業価値向上のために必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

（注） 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案 ストックオプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社従業員（割当日において取締役、監査等委員である取締役又は監査役は含まない。）に対してストックオプションとして発行する第15回新株予約権及び第16回新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

１．特に有利な条件をもって新株予約権の発行を必要とする理由

当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めること等を目的に当社従業員及び当社子会社従業員に対し新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式28,000株を上限とする。

第15回新株予約権の上限を16,000株、第16回新株予約権の上限を12,000株とし、それぞれ発行するものとする。

ただし、割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当

てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整する。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整による１株未満の端数は切り捨てる。

（２）新株予約権の総数

28,000個を上限とする。

第15回新株予約権の上限を16,000個、第16回新株予約権の上限を12,000個とし、それぞれ発行するものとする。

（新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、上記（１）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（３）募集新株予約権の払込金額

無償とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の前日の終値（当日に終値がない場合はその日に先立つ直近日の終値）を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記の他、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

（５）新株予約権の権利行使期間
① 第15回新株予約権：平成30年８月１日から平成38年６月27日まで
② 第16回新株予約権：平成36年８月１日から平成38年６月27日まで
（６）新株予約権の行使の条件
① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査等委員である取締役、又は監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社及び当社子会社の取締役、監査等委員である取締役又は監査役及び従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
② 新株予約権の相続は認めない。
③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
（７）新株予約権の取得事由及び条件
① 当社は、新株予約権者が上記（６）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
（８）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
（９）新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときには、当社取締役会の決議による承認を要する。
(10) 新株予約権のその他の事項
上記のほか新株予約権の募集事項、細目事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市北区芝田一丁目１番35号
　　大阪新阪急ホテル２階 花の間

（会場案内図）

